

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

令和 3 年 3 月 2 9 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、役職員のワークライフバランス確保のための支援に取り組み、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めることで、役職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）に基づき、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日（5 年間）

2. 計画内容

目標 1 ワークライフバランス確保のための勤務形態の整備・職場環境の充実を図る。

- ＜対策＞ ①在宅勤務等を導入しワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備する。
②定時退所日の完全実施に向けた取組をすすめ、時間外勤務の縮減に努める。
③年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

目標 2 育児休業や育児に係る特別休暇などの育児支援制度に関する周知及び普及に努める。

＜対策＞ 育児支援制度の周知等をダイバーシティ推進室ホームページ等にて行い、次世代育成支援に関する意識啓発に努める。

目標 3 育児休業の取得割合を対象となる男性職員の 3 0 %以上、女性職員の場合は 9 5 %以上とする。

- ＜対策＞ ① 勤務管理者は事前に育児休業対象者を把握し取得を促す。
② 安心して育児休業の取得ができるようにするため、管理者は業務分担の見直しを進めるとともに、育児休業中の職員には必要な情報の提供等を行う。